

令和6年度茨城県カーボンニュートラル先導モデル創出推進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度茨城県カーボンニュートラル先導モデル創出推進事業委託業務

2 事業目的

温室効果ガスの排出削減に向けた世界的な取組が急速に進む中、わが国も2050年の実質ゼロ達成、中間目標として2030年までの46%削減を表明している。産業界においても、ESG投資の拡大や、グローバル企業からの脱炭素化の要求などにより、カーボンニュートラル対応が不可避な状況となっている。

こうした中、本県の産業競争力の強化を図るためには、CO₂を多量に排出する県内企業等を対象に、早期の低炭素化・脱炭素化を促進するとともに、水素やアンモニアなど新エネルギーのサプライチェーンの構築等により新たな産業拠点を創出する必要がある。

本事業では、効率的な電力や熱利用の在り方など、地域や業種別に企業各社の脱炭素化の課題を整理し、共通課題を有する企業間の連携を促進することで、本県を起点とする広域の水素・アンモニアサプライチェーンの構築を図るとともに、カーボンニュートラル実現に向けた民民連携の先導的な実証プロジェクトを組成することを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日までとする。

4 事業内容

上記2事業目的を踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 水素・アンモニアサプライチェーンの構築

ア 水素・アンモニアサプライチェーン構築に向けた企業の伴走支援

- ・本県を起点とし、茨城港・鹿島港から県内陸部及び近隣県も含めた広域の水素・アンモニアサプライチェーンの構築に向けて、水素・アンモニアを原燃料として使用する需給両面の事業者を開拓するとともに、調達・貯蔵・輸送・利用のステークホルダー間の合意形成を促進する。
- ・サプライチェーンの実装に向けて、輸送手段、貯蔵方法、利用技術、インフラ整備スケジュール等の具体化を図り、国支援制度への申請に向けたサポートを行うほか、企業が実施する各種フィジビリティスタディ（FS）全体の進捗管理や課題整理、FEED以降のインフラ整備計画の作成支援等を行うため、フィジビリティスタディ（FS）実施企業等が参加する合同会議を開催・運営するとともに、必要に応じて各社と個別に意見交換を実施する。

①国支援制度への申請支援

供給拠点整備検討等に係る合同会議（必要に応じて随時開催）

②企業が実施するフィジビリティスタディ（FS）の伴走支援（プロジェクトマネジメント）

FS 合同会議（月1回程度）

③事業化計画（FEED以降）作成支援

イ アンモニアサプライチェーン構築・利用ワーキンググループ（WG）の運営

- ・「アンモニアサプライチェーン構築・利用ワーキンググループ設置要綱」

（茨城県科学技術振興課ホームページにて公開

https://www.pref.ibaraki.jp/sangyo/kagaku/kenkyu/cn/documents/ammonia_wg_youkou.pdf）に基づき、準備・開催スケジュール、議題・開催方法等について、県

と事前協議のうえ、次の業務を行う。なお、WG 運営方針・開催計画を立てる際には、県内立地企業各社の動向等に応じて、適宜、WG の構成及び目的等の見直しを図ることとする。WG 開催回数は年 2 回程度とする。

①WG 開催目的・運営方針・実施計画の検討・整理

※参画企業の意見聴取、ニーズ整理含む

②座長・副座長及び構成員の委嘱手続き

③座長・副座長への旅費・謝金の支払

④開催に向けた事前調整、構成員等との連絡調整、開催案内、会場手配、設営及び撤収、機器及び消耗品等の準備、資料作成、当日運営、議事録及び議事概要作成等

(2) カーボンニュートラル実証プロジェクト組成に向けた伴走支援

・上記(1)のテーマ以外にも、茨城県内に立地する二酸化炭素排出量上位企業各社の脱炭素化の課題やニーズに応じて、カーボンニュートラル実証プロジェクトの組成を支援し、フィジビリティスタディの実施等につなげる。

・実証プロジェクトの実施主体は、原則として民間事業者とし、本事業では実証プロジェクト組成に向けた企業間のコーディネート役等を担うものとする。また、支援対象とするプロジェクトは、原則として、個社での対応が困難な企業間の共通課題や協調領域における複数企業連携によるプロジェクトとする。

・優先的に検討するテーマは、次のとおりとする。

①鹿島コンビナートのカーボンニュートラル化に資するもの

(例) CCS/CCUS、発電及び熱源のカーボンニュートラル化、鉄鋼・化学産業等のカーボンニュートラル化

②本県において低炭素水素等の普及につながるもの

③電化が困難で熱を多量に使用する産業のカーボンニュートラル化に資するもの

④県内陸部や工業団地等のカーボンニュートラル化に資するもの

※なお、上記テーマに関する本県でのプロジェクト展開可能性に関する初期分析結果は、「令和3年度茨城県カーボンニュートラル技術実証推進事業委託業務報告書概要版(公開用)」P43～48(茨城県科学技術振興課ホームページにて公開

https://www.pref.ibaraki.jp/sangyo/kagaku/kenkyu/documents/r3_cn_report.pdf)に記載しているため、参考とすること。

・作業の着手順序・内容等については、県と協議のうえ決定する。

・伴走支援の主な内容は次のとおりとする。

①民間事業者への実証実施の働きかけ

②事業スキームや支援メニューの検討、事業者への提案

③共通課題等を有する企業の探索、連携支援

④プロジェクト参画への合意形成支援

⑤プロジェクト毎のワーキング運営(必要に応じて開催)

⑥フィジビリティスタディ素案検討、技術助言

⑦フィジビリティスタディ実施等に係る国支援獲得等に向けたサポート

(3) 企業等へのヒアリング

・(1)及び(2)の実施にあたり、県と連携して、県内立地企業をはじめ国内外の企業等へヒアリングを行う。ヒアリング回数は延べ50回程度を目安とし、WEB会議等の活用も可能とする。

・ヒアリングの相手方及びスケジュールは事前に県と協議のうえ決定し、ヒアリングの進

捗、結果、課題等について、順次、県に報告する。

- ・本事業のKPIは、令和6年度中のプロジェクト組成件数2件以上とする。※共同でのフィジビリティスタディ実施に向けた合意など、事業者間の合意形成が得られた段階でプロジェクト組成と扱うものとする。

(4) カーボンニュートラル関連技術等調査・解説

- ・実証プロジェクト組成、フィジビリティスタディ実施に必要なカーボンニュートラル関連技術や関係する規制の洗い出しなどの調査を実施し、県の求めに応じて、技術や制度など専門的内容の解説を行う。必要に応じて、海外での先進事例の調査・分析を含むものとする。
- ・特に、本県での社会実装が期待される次の項目について、県の求めに応じて、技術開発状況や国の支援制度、業界構造等の現状・課題について調査・分析、助言を行うこと。
 - ①各種水素キャリアの動向、サプライチェーンの構築
 - ②鉄鋼及び化学産業における製造プロセスのカーボンニュートラル化
 - ③CCS/CCUS

5 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密の保持

受託者は、社内における情報セキュリティを確保するための体制を定めた要領及び本業務における情報取扱者名簿を提出すること。

受託者は、本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、県の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。また、委託業務を実施する上で取り扱う個人情報については、漏洩、滅失又は毀損防止、その他の個人情報管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

6 成果品

本委託事業の成果品となる報告書の作成にあたっては、構成や記載方式等について、事前に県と協議のうえ決定することとし、以下のとおり納品すること。

(1) 調査報告書の紙媒体（1部）

調査報告書について、紙媒体で1部納品すること。

(2) 調査報告書等の電磁的記録媒体（CD-R1枚）

調査報告書、調査で得られた元データについて、CD-R等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

データは、Microsoft Officeで作成し、茨城県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

7 知的財産権の取扱い

本事業の実施による知的財産権の取り扱い及び受託者が複写・複製その他の方法により他の利用に供する場合については、本事業の委託契約書に定めるとおりとする。

8 会計関係資料の作成及び提出等に係る留意事項

- (1) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。一般管理費については、契約時に

定めた率に基づき精算する。

- (2) 人件費については、各日の作業実績を記載した作業報告書を月ごとに作成し、当該作業日数及び契約時に定めた人件費単価に基づき精算額を算定する。
- (3) 本事業で対象とならない経費は次のとおりである。
 - ・当事業との関連が認められない経費
 - ・機械・機器等備品（取得価格 10 万円以上）の購入経費
 - ・食糧費
 - ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- (4) 当事業は国の交付金を活用して行う事業のため、会計検査院による実地検査の対象となることから、委託事業の関係書類は、事業終了年度以後、5 年間は保存すること。

9 その他

- (1) 業務における協議・打合せは、業務着手時、中間報告及び成果品納入時に行うほか、県が必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、関係書類、業務報告及び業務進捗状況等の資料や情報提供を行うものとする。なお、成果品等に不備があった場合には、本事業の委託契約書に基づき、県の指示により、受託者は速やかに対応するものとする。また、打合せ等の内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 本仕様書について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに県と協議し、その指示を受けること。